

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
<b>9 漁業生産組合の設立要件等の見直し</b>					
067060	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 【～移住者をつくる元気な地域～】	水産業協同組合法	組合の設立・維持要件を、組合員7人以上から3人以上に、役員を理事3人以上並びに監事2人以上を各1人以上とする。	御提案については、同内容の特例措置が既に国家戦略特区法において設けられている。
<b>10 特定区画漁業権の漁業生産組合への優先的付与</b>					
089010	行徳漁業生産組合準備会 事務局 (株)特区ビジネスコンサルティング	「市川インバウンド観光特区」	漁業法	海苔養殖に係る本事業を行う漁業生産組合への特定区画漁業権の優先的付与	南行徳漁業組合の専務理事は地元漁協の組合員であり、現時点でも当該専務理事は特定区画漁業権を行使し海苔養殖業を営むことは可能であり、当該専務理事他2名の漁業者を含む者が設立する漁業生産組合についても、南行徳漁業組合の法人組合員として海苔養殖業を営むことが可能である。 また、当該漁業生産組合が養殖見学・体験コースを設けて事業を営むことについては、漁業法上何らの制限も課していない。
093010	(株)特区ビジネスコンサルティング	国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	漁業法	海苔養殖に係る本事業を行う漁業生産組合への特定区画漁業権の優先的付与	本提案については、事業実施主体となる漁業生産組合や実施予定地も明らかでなく、提案としての実現可能性を欠いていることから、さらに検討が進み具体的なものとなった段階で改めて検討させていただきたい。 なお、海苔養殖に係る事業を行う漁業生産組合が、漁業見学・体験コースを設けて事業を営むことについては、漁業法上何らの制限も課していない。

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング

1. 日 時 平成28年11月24日(木) 13:00~16:30

2. 場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

局名	部署名	役職	氏名	属性	参加可否	出席
内閣府	地方創生推進事務局	局長	佐々木 基	室員	—	○
内閣府	地方創生推進事務局	次長	川上 尚貴	室員	—	○
内閣府	地方創生推進事務局	審議官	藤原 豊	室員	—	○
アジア成長研究所 所長 大阪大学社会経済研究所 招聘教授			八田 遼夫	有識者	○	○
順天堂大学客員教授 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表			阿曾沼 元博	有識者	○	○
株式会社政策工房 代表取締役社長			原 英史	有識者	○	○
国際基督教大学教養学部客員教授 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授			八代 尚宏	有識者	○	○
学習院大学経済学部経済学科教授			鈴木 亘	有識者	○	○



**宿題1 ワーキンググループ委員、提案者、省庁、有識者（専門家）、説明補助者、オブザーバーについて解説すること。また、それぞれ謝金は支払われているのか。**

国家戦略特区ワーキンググループの委員は、規制改革の実現に向け、専門的知見のある有識者として、内閣府特命担当大臣が、ワーキンググループにおける審議に参画することを委嘱しています。

ワーキンググループでは、規制改革事項の実現に向けて、提案者及び関係省庁から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催しております。

ヒアリングにあたっては、正式な出席者に加え、正式な出席者ではない傍聴者（オブザーバー）とがいますが、このうち、運営細則に定めにより、提案者の希望に従い、提案者以外に陪席を認められた者は、説明補助者として、発言を認められることがあります。なお、説明補助者の発言については、正式な出席者ではないため、議事録・議事要旨には掲載していないことは、これまでもご説明した通りであります。その扱いは、単なる傍聴者の場合も同様です。

なお、ワーキンググループの委員及び、内閣府の依頼によりお越しいただいた専門家の方には、所定の謝金をお支払いしております。謝金の支払いは、それがワーキンググループヒアリングであるかどうかに関わらず、国家戦略特区制度の運営に関わる事項であって、内閣府からの依頼に基づくものについて、時間単位でお支払いをしています。

**宿題2 平成28年11月24日は、何コマあり、どのコマに誰が出席していたのか。また、原委員は何時間出席したのか。**

平成28年11月24日は、以下のワーキンググループヒアリングが開催されており、出席者はそれぞれ以下のとおりです。

- ① 待機児童対策（大阪府・大阪市）【八田座長、鈴木委員】
- ② 史跡における目的外の現状変更要件の緩和（文部科学省）【八田座長】
- ③ 一般社団法人・財団法人への中小企業融資制度の対象拡充（仙台市、経済産業省中小企業庁）【八田座長、原委員】
- ④ 外国人材受入れ拡大に係る政策提言（外国人雇用協議会）【八田座長】
- ⑤ 特区民泊の全国展開（ベイライン株式会社）【八田座長、原委員】

原委員については、上記③及び⑤のワーキンググループヒアリングに出席しておりますが、開催時間はウェブサイトに掲載している議事要旨のとおりです。

代行

支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為を する		検査年月日
支出負担行為 担当者		平成 年 月 日
支出負担行為を 確認し、併せて 支出決定する		物品管理簿登記年月日
支出官		平成 年 月 日
		入力者

整理番号	発議年月日	承認予定 年月日	年度	負担官 区分	相殺請求番号	案件番号
0126528	27.11.18	27.11.18	27	01		

所管	06	内閣府
会計	00000	一般会計
部局等	010	内閣本府
項	010	内閣本府共通費
目	060110	諸謝金
目の細分	国家戦略特別区域諮問会議謝金	
債主	氏名	氏名は称
	住所	
金融	機関	
預貯金種別	口座番号	金額
外貨	外貨額	円
受入年度	受入科目名	
負担区分	01	通常
支出決定区分	01	通常
支払方法	支払時期	1 通常
精算額	円	最終表示
分任官	未精算額	
分任官整理番号		

摘要 \*諸謝金：国家戦略特区WG関係省庁等からのヒアリング (10/23)

局課	77	地方創生推進室
工事		
任職区分	5215	その他の経費
勘定科目(借方)	184100000000	その他の経費
勘定科目(貸方)	020500000000	未払金
予算事項	004	重要政策に関する会議等に必要経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係 コード	内訳 種別	取 件数	関連番号	支払回数	略科目 コード	課税対象 表示	債主別 出力区分1	支払裏 出力区分2
03	2	2			001361			
支払予定年月日			27.11.30	精算予定年月日				

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	

電文通番 00333

### 債主内訳書

整理番号	納付書区分	人数
0126528	201	1

内訳頁	最終表示
1	1

特例 振替 受入	科目 の は 名 目	27年度 0001-1016-000-000 国税収納金整理資金			
1	債主	氏名	〒エイ 原 英史		
		住所	[REDACTED]		
	金融	機関	[REDACTED]		
		店舗	[REDACTED]		
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		課税対象表示			
2	債主	氏名	000414581 麴町税務署		
		住所	東京都千代田区九段南1-1-15		
	金融	機関	日本銀行		
		店舗	本店		
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		1 振替 課税対象表示			
3	債主	氏名			
		住所			
	金融	機関			
		店舗			
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		課税対象表示			
4	債主	氏名			
		住所			
	金融	機関			
		店舗			
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		課税対象表示			
5	債主	氏名			
		住所			
	金融	機関			
		店舗			
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		課税対象表示			
6	債主	氏名			
		住所			
	金融	機関			
		店舗			
預貯金種別		口座番号	金額	円	
支払方法		課税対象表示			
電子通番		00333			

## 国家戦略特別区域 WG 概要

日時：平成 27 年 10 月 23 日（金）17 時 15 分～17 時 30 分

場所：永田町合同庁舎 7 階特別会議室

先方○：原委員

当方●：伯井審議官、浅原専門官、甲専門官、吉丸専門職  
事務局（事）

- ・浅原専門官から非公開で行いたい旨を説明し、了承
- ・伯井審議官から資料に沿って説明後、質疑応答

○： 具体的な確認事項のうち 2 つ目の「独立性の高い組織」と 6 つ目の「一つの学校」というのは相反するようにみえるが、どうなのか。

●： 「独立性の高い組織」というのは、学校側から強く関与を受けずに専攻科内で教育活動が行われるということを考えている。一方「一つの学校」というのは、例えば入学者の受入方針のような学校の重要事項の方針や、緊急事態への対応等について、学校の長と専攻科の責任者が相談できるような体制を整えることを担保するという事を考えており、相反するものではない。

○： きちんと対応できるように、ということだな。わかった。

○： 「校長と専攻科の責任者との関係は上記の条例や管理委託契約等により規定する」とあるが、どこまでが条例でどこまでが契約というのは考えているのか。

●： 我々なりのイメージがないわけでもないが、県の条例事項に関する基本的な考え方もあろうと思われる。県と調整する中で決めていく。

○： 今後のスケジュールはどう考えているのか。

事： 愛知県は来年 4 月の開校を考えており、できるだけ早く進めたいと考えている。

事： 愛知県とはどのように調整していくのか。

●： 県のスケジュールをかなえるためには、文部科学部会等にもご理解をいただけるような説明ができるようなものとする必要があると考えており、充実した構想となるよう県の提案を具体化するため、可能であれば今日にでも連絡をとって話を進めたい。

事： 愛知県に連絡し、今日にでも連絡をとれるようにする。

○： 議会のスケジュールもあるので、きちんと調整をしていただきたい。

●： 公設民営学校でいい教育が行われるように調整していく。

以上

平成27年10月23日  
文部科学省 初等中等教育局  
高校教育改革プロジェクトチーム

### 愛知県の提案への考え方について

愛知県が提案された、国家戦略特別区域法第12条の3の規定に基づき、高等学校専攻科のみの管理委託を行うことについて検討した結果、専攻科は、高等学校の制度的な目的を達成するための教育課程には属さず、一定の組織的まとまりを有することから、具体的な法目的に照らして必要な条件を調えた上で、愛知県の提案のように当該専攻科のみの管理を委託することは可能と考える。

その際、区域計画の認定に伴う文部科学大臣の同意にあたっては、以下の事項について具体的に確認することとする。

#### (具体的な確認事項)

- ・専攻科に限った管理委託が、国家戦略特区法の目的・法益を実現するために必要な方法であること
- ・当該専攻科が、高等学校の制度的な目的を達成するための組織との関係において独立性の高い組織としての実態を備えていること
- ・授業や進路指導等の教育活動が適切に行われる体制となっていること
- ・当該専攻科の管理を委託することが、高等学校の制度的な目的の教育に影響を与えないこと
- ・国家戦略特区法その他の関係法令に照らして適法であること
- ・一つの学校としての調和ある運営が担保されるよう適切な管理が行われること

なお、国家戦略特別区域法第12条の3の規定に基づき管理を行わせることとなることから、専攻科の運営と教職員については次の通りとなる。

#### ①専攻科の運営について

管理を行わせる当該高等学校専攻科は、条例や管理委託契約等に基づき、指定公立国際教育学校等管理法人（以下「管理法人」という。）が管理し、管理法人の職員である専攻科の責任者の下で運営される。この際、校長と専攻科の責任者との関係は上記の条例や管理委託契約等により規定することとなると考える。

#### ②専攻科の教職員について

管理を行わせる専攻科の教職員は、管理法人の責任で登用される、公務員でない民間法人の職員である。この際、管理法人においては、当該教職員に対して、能力及び実績に応じた給与等の必要な優遇措置を講じる等の適当な処遇を講じることとなると考える。

文部科学省は、今後とも、愛知県の提案の具体化に向けて、県の考え方を確認しながら、設けるべき条例や契約の検討等にあたって引き続き支援する考えである。